



2023年2月24日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 セ イ フ ェ ェ ー ト
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 長 谷 川 高 志
(コード番号：9213 東証スタンダード)
問 合 せ 先 執 行 役 員 管 理 本 部 本 部 長 兼 経 理 部 部 長 西 山 一 広
(TEL 03-5464-1490)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2023年2月24日開催の取締役会において、定款一部変更の件を2023年3月30日開催予定の第33期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

会社の機関の1つである会計監査人に関する事項を明確にするため、第6章として会計監査人の条項（第37条から第40条まで）を新設し、現行定款第6章及び第37条以下の章数及び条数の繰り下げを行うものであります。また、会計監査人が職務の執行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるよう、その責任を免除及び限定することができるよう、第40条（会計監査人の責任免除）を規定いたします。

2. 定款変更の内容

- ・定款の変更内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程 定款変更のための株主総会 2023年3月30日（予定）
定款変更の効力発生日 上記定時株主総会終結の時

以 上

現行定款	変更案
(新設)	第6章 会計監査人
(新設)	<p><u>(選任方法)</u></p> <p><u>第37条 当社の会計監査人は、株主総会において選任する。</u></p> <p><u>2. 会計監査人の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>
(新設)	<p><u>(任期)</u></p> <p><u>第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p>
(新設)	<p><u>(報酬等)</u></p> <p><u>第39条 会計監査人の報酬等は、取締役会の決議によって定める。</u></p>
(新設)	<p><u>(会計監査人の責任免除)</u></p> <p><u>第40条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる会計監査人(会計監査人であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>第6章 計算</p> <p>第37条～第40条</p>	<p>第7章 計算</p> <p>第41条～第44条 (現行どおり)</p>